

群馬大学大学教育・学生支援機構教育改革推進室規程

平成28年7月1日 制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学大学教育・学生支援機構規則第3条第3項の規定に基づき、教育改革推進室に関し必要な事項を定める。

(業 務)

第2条 教育改革推進室は、大学教育に関する次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教育実施体制及び教育方法等に関する企画立案
- (2) 地域と連携した教育に関する企画立案
- (3) 社会ニーズを踏まえた教育プログラムの企画立案
- (4) アクティブラーニングに関する企画立案
- (5) その他大学教育に関する必要な事項

(組 織)

第3条 教育改革推進室に、次の各号に掲げる構成員を置く。

- (1) 教育改革推進室長（以下「室長」という。）
- (2) 教育改革推進室副室長（以下「副室長」という。）
- (3) 教育改革推進室の主担当を命ぜられた者
- (4) その他室長が必要と認める者

(室 長)

第4条 室長は、学長が指名する理事をもって充てる。

2 室長は、教育改革推進室の業務を掌理する。

(副室長)

第5条 副室長は、本学の教員のうちから学長が指名する者をもって充てる。

2 副室長は、室長を補佐し、室長に事故あるときはその職務を代行する。

(任 期)

第6条 第3条第1項第2号及び第4号の者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(部 門)

第7条 教育改革推進室に、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 教育企画部門
- (2) 地域協働部門

2 前項の部門に関し必要な事項は、別に定める。

(事 務)

第8条 教育改革推進室の事務は、学務部教務課において処理する。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、教育改革推進室の運営に関し必要な事項は、教育改革推進室長が別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成28年7月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に委嘱される第3条第1項第2号及び第4号の者の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。